

暑中お見舞い申し上げます

夏期休暇のため、
8月7日(月)より
8月12日(土)まで
休ませていただきます。



今日から達成

「確実に営業利益の上げられる企業」

業務部長
山崎 和典

政府報告、日銀報告等による「景気の拡張」が言われて、非常に久しくなります。最近では、過去最長景気拡大期間を、更新するとまで言われています。事実、新聞紙上では、大手企業の「過去最高当期利益計上」とか、「ミニバブル」という言葉さえ目にする様になりました。

実感ありますか？

私どもが、顧客企業の社長様からよく尋ねられる言葉に「世間の景気はどうか」があります。経済評論家ではないので、返答に困ってしまいます。

「新聞、雑誌等から判断するに、やはり、世間の景気は上向いているのでしょうか。」の返答となってしまいます。しかし、多くの中小零細企業の顧問会計事務所として、生の数値を見させて頂いている立場からの実感としては「世間の定義が変わった」の返答になります。

「勝ち組、負け組」という言葉がバブル崩壊後さかんに使われた大手企業では、その選別が早く終了し、今の景気報告になっています。

中小企業においては「金融機関による貸し渋り」でひとつの選別が終わり、その後、政府の中小企業支援策、また、金融機関による中小企業への積極的な資金支援策により、明確な優劣の選別が先に延びているのを感じます。

ぜひ、勝ち組企業になって頂きたい。「先のことは、分からない」でなく、「なんとしても、達成する」と考えて頂きたい。

まず、御社の財務資料から、営業利益を見て下さい。営業利益とは、本来の営業でどれだけの利益を上げているかです。もし、営業利益がマイナスであるならば、「なんとしても今日、達成する」と考えて下さい。「今日、業績アップに何をするか」を考えて下さい。

経営は、思考すること、行動することが非常に多くあり複雑であると思います。経営者はその為、日々様々な決断を迫られます。「営業利益がでているか？」をキーワードに日々の行動を決断しましょう。

「営業利益を上げられる企業体質」を構築して下さい。企業には、もちろんその他に、財務活動、投資活動等、決断すべき問題はあります。しかし、まず「常に営業利益は確保できる企業体質」造りを「なんとしても今日、達成する」と決意しましょう。

明確な優劣の選別は、先延ばしと感じます。まだ、少々時間はあると思います。今日から、確実に営業利益は確保する企業に変わります。



H18年5月より会社法が施行されました。

会社法

各担当者により定款・(新)登記事項証明書を確認させていただいております

5月より登記簿謄本(登記事項証明書)の内容が変更になっています

1. 株式会社への一本化

(1) 株式会社と有限会社が株式会社として一本化されました

(2) 株式譲渡制限がある場合(株式譲渡制限会社)とない場合(公開会社)によって会社の態様が大きく区別されます

「株式譲渡制限会社」：株式の譲渡について会社の承認が必要と定款に定められている株式会社(中小企業の多くはこの株式譲渡制限会社に該当すると考えられます)

「公開会社」：株式譲渡制限されていない株式会社

(証券取引所等への上場という意味での公開会社とは意味が異なります)

(3) 有限会社は新たに設立できませんが、既存会社は特例有限会社として存続します

*特例有限会社を存続する場合は特に手続き等の必要はありません(新株式会社への移行可)

2. 会社設立手続きの簡素化

(1) 類似商号規制が撤廃されました(しかし同一名称、同一住所では登記できません)

(2) 最低資本金(旧株式会社=1,000万円 旧有限会社=300万円)の制限がなくなりました(1円以上で設立可)

(3) 設立時の払込金の保管証明が不要になり、銀行の残高証明・通帳コピーで足りるようになりました

(4) 現物出資の緩和

【ここからは株式譲渡制限会社について記載しました】

3. 機関設計の柔軟化(機関とは、株主総会・取締役・取締役会・監査役・監査役会等のこと)

(1) 取締役は一人以上

(2) 取締役会は任意に設置できます(取締役3人以上の場合)

(3) 監査役は原則任意、取締役会設置会社では1人以上

(4) 任期は取締役(原則2年)・監査役(原則4年)とともに定款で最長10年まで延長できます

4. 記帳条件の明確化 = 計算書類が変わりました

今まで
貸借対照表
損益計算書
営業報告書
利益処分案

これから
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

(佐伯)



税制改正 交際費課税の見直し

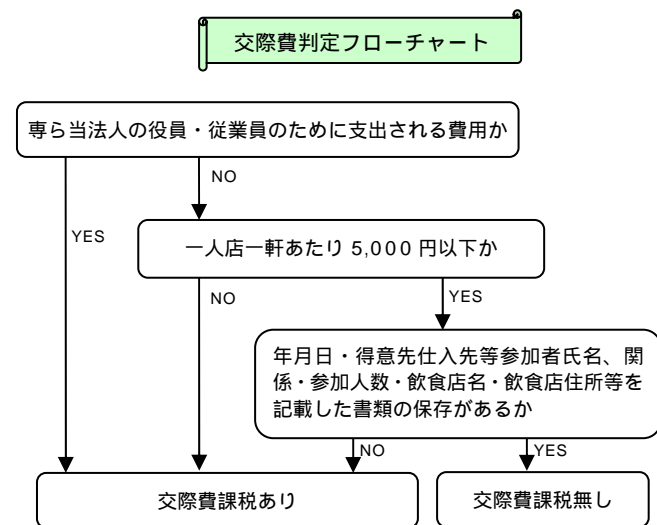
今年度の税制改正で、交際費等の範囲の見直しがされています。適用時期は平成18年4月1日以降に開始する事業年度になっています。**各会社によって、適用の時期が異なりますのでご注意ください。**

いままで、交際費課税の適用があったもののうち、「一人当たり5,000円以下」の飲食代は、**税務上の交際費から除外されるようになります。**

「一人当たり5,000円以下」を証明するためには飲食の日付 参加した人数 参加した得意先仕入先等の氏名、名称とその関係 金額 飲食店の名称、住所を領収書もしくはレシートに記載しておく、または別途台帳に記入しておく必要があります。

これらは、あくまでも社外の方を接待する場合であるため、社内の人間だけの場合には適用されません。

以下のフローチャートをご参考に。



(安田)

新入社員を紹介します

矢倉 佳奈

昭和47年1月8日生 B型

入所して2ヶ月、新たな一歩を

踏み出したばかりですが、

何かを始めるのに遅すぎることはないと思いますので、いろんな事にチャレンジしていきたいです。

よろしくお願いします。



編集後記

キラキラと輝く夏の太陽が好きです。暑さにも負けず一生懸命に咲く、鮮やかなひまわりの花が好きです。

新会社法、税制改正、ゼロ金利解除など、経営環境は今、大きく変わろうとしています。

そのような厳しい経営環境の中で、一生懸命に頑張って勝ち組になるのも、あきらめて負け組になるのも、こころの在り方のように思えます。

たった一度しかない2006年の夏を元気で一生懸命に頑張りたい。みんなのために、自分のために頑張っている力強いあなたが一番好きです。

今回は業務1課がお届けしました。

(柳井)

